

一般社団法人奈良県銀行協会定款

施行日 平成23年10月3日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人奈良県銀行協会（以下「本協会」という。）と称し、
英文では Nara-ken Bankers Association と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を奈良市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本協会は、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 銀行営業および業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡
- (2) 奈良手形交換所の設置、運営
- (3) 銀行業務に関する相談所の設置、運営
- (4) 金融ならびに経済に関する調査および研究
- (5) 他の金融機関および産業界との連絡
- (6) 金融機関関係者相互の親交とその密なる連絡
- (7) 銀行職員の養成教育ならびに福利厚生
- (8) 銀行に関する広報
- (9) その他本協会の目的達成上必要と認められた事項

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 本協会は、奈良県において本店または支店等の営業拠点を有する銀行であって、
次条の規定により、この法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して、理事会の承認を得なければならない。

- 2 前項の承認を得た銀行が、第7条により加入金を完納したときは、理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。

3 申込者は、社員名簿の登録によって社員としての資格を取得する。

(経費の負担)

第7条 新たに本協会の社員になる者は、加入金を納付しなければならない。

2 社員は、本定款の定めるところに従って経費を分担する義務を負う。

3 社員は、既納の加入金および経費分担金の返還を請求することはできない。

4 本協会の加入金および経費分担金の算出基準および納付方法は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の決議を経て定める。

5 臨時に経費分担金を徴収する場合は、総会の決議による。

(社員名簿に記載した事項の変更)

第8条 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は、1週間以内に書面をもって、これを本協会に通知しなければならない。

2 前項の通知があったときは、理事は、社員名簿に変更の記載をし、これを社員に通知しなければならない。

(社員資格の喪失)

第9条 社員である資格は次の事由によって喪失する。

(1) 退会

(2) 奈良手形交換所規則に規定した借方交換戻の払込もしくは代理交換にかかる決済資金の不足金の払込をしないとき、または不渡手形もしくは混入手形の返還を受け、その代り金を支払わないとき。

(3) 第5条に記載した法人の構成員としての要件の喪失

(4) 破産手続開始決定

(5) 総社員が同意したとき。

(6) 解散または合併による消滅

(7) 除名

2 社員としての資格を喪失した者があるときは、理事は、社員名簿にその事由および年月日を記入し、かつ、これを社員に通知しなければならない。

3 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

(1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合……存続する銀行

(2) 合併により新銀行を設立する場合……設立される銀行

(3) 分割または営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第3号または第6号により社員の資格を喪失する場合……営業を譲り受ける銀行

- (4) 分割または営業譲渡により、営業の全部または一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、または、親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第 1 項第 3 号または第 6 号により社員の資格を喪失する場合……営業の全部または一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行。営業の全部または一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他、理事会が適当と認める場合……理事会が指定した銀行

(任意退会)

第 11 条 社員は、いつでも任意に退会することができ、退会の申出は書面をもって行わなければならない。

(除名)

第 12 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 経費分担金を納付しないとき。
- (2) 本協会の体面を毀損する行為または目的に反する行為をしたとき。
- (3) 営業状態が危険と認められる事実があったとき、または手形交換等に関する規則もしくは総会の決議に違反したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第 4 章 総 会

(総会の構成)

第 13 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事および監事の選任または解任
- (3) 理事および監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散および残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第 15 条 総会は、事業年度終了後 3 ヶ月以内に決算総会を開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 前項の決算総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、社員全員の同意があるときは、総会に出席しない社員が、書面によって議決権を行使することができる場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項および招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日から 1 週間前までに総会の目的である事項、日時および場所を示した書面をもって、各社員に通知を発しななければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、その旨を通知するとともに、総会の日から 2 週間前までにその通知を発しななければならない。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、会長とする。

2 会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、他の理事を議長とする。

(総会の定足数)

第 18 条 総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席によって成立する。

(社員の議決権)

第 19 条 総会における各社員の議決権は、1 個とする。

2 総会に出席しない社員は、議決権行使書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

3 前項の場合において、議決権行使書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権を行使した社員は、総会に出席した者とみなす。

(総会の決議)

第 20 条 総会の決議は、法令および定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数で決する。

2 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に前項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会の議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長および総会に出席した者の中から議長が指名した議事録署名人が署名または記名押印し、主たる事務所に総会の日から 10 年間備え置かなければならない。

第 5 章 役 員

(役員 の 設置)

第 22 条 本協会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名以上 9 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、2 名以内を副会長、1 名を専務理事または常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事または常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 監事は、本協会の理事または使用人を兼ねることはできない。

(理事および監事の選任)

第 23 条 理事 8 名以内および監事 2 名以内は、各社員の代表者の中から総会においてこれを選任する。

- 2 理事 1 名および監事 1 名は、各社員の代表者以外の者から総会においてこれを選任することができる。
- 3 会長、副会長および専務理事または常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務および権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事または常務理事は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 会長および専務理事または常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事および使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務

および財産の状況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員の任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する決算総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 理事または監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事または監事として権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

(役員の解任)

第 27 条 理事および監事は、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解任することができる。

- 2 総会の決議によって解任された理事または監事は、その解任について正当な理由がある場合を除き、本協会に対し、解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(役員の報酬等)

第 28 条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては報酬等を支給することができ、総会の決議によって支給額を決定する。

第 6 章 理事会

(理事会の構成と権限)

第 29 条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、次の職務を行う。ただし、通常業務については別に定める理事の職務権限規定による。
 - (1) 本協会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長および専務理事または常務理事の選定および解職

(理事会の招集)

第 30 条 理事会は、会長が必要と認めるとき、または、その他の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときこれを開催する。

- 2 会長は、理事会を開催しようとするときは、理事会の日の 5 日前までに理事会の

目的である事項、日時および場所を各理事および各監事に通知を発しななければならない。ただし、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、開催することができる。

3 会長が欠けたとき、または会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(理事会の議長)

第31条 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは副会長を議長とし、会長、副会長ともに事故あるときは、他の理事を議長とする。

(理事会の定足数)

第32条 理事会は、理事(決議について特別の利害関係を有する理事がいる場合は、当該理事を除く。)の過半数の出席により成立する。

(理事会の決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数で決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長および監事が署名または記名押印し、主たる事務所に理事会の日から10年間備え置かなければならない。

2 会長が出席しなかった場合は、出席した理事および監事の全員が署名または記名押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(事業年度)

第35条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第36条 本協会の事業計画書および収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて執行することができる。

(事業報告および決算)

第 37 条 本協会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 5 号の書類については、決算総会に提出し、第 1 号および第 3 号の書類についてはその内容を報告し、第 4 号および第 5 号の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款および社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 第 1 項に掲げる資料の開示・閲覧にあたって必要な事項は、別に定める。

（長期借入金）

第 38 条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を必要とする。

（会計規則）

第 39 条 本定款に定めるもののほか、会計に関し必要な規則は理事会において定める。

第 8 章 定款の変更および解散

（定款の変更）

第 40 条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 前項の決議には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を必要とする。

（解散）

第 41 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散するが、総会の決議によって本協会を解散しようとするときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を必要とする。

（残余財産の帰属）

第 42 条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、奈良県において発行する奈良新聞に掲載する方法による。

第10章 事務局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 雑則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第45条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

附則

(定款の効力)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(代表理事等)

2. 本協会の最初の代表理事(会長)は植野康夫、業務執行理事(専務理事)は森本順次とする。

(事業年度)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、定款第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(平成24年5月24日変更、平成25年3月1日変更)